

メール誤送信防止機能 一式

仕様書

令和 7 年 2 月

独立行政法人 国立高等専門学校機構

1. 件名

メール誤送信防止機能 一式

2. 目的

独立行政法人国立高等専門学校機構(以下、「高専機構」という。)では、組織内外の連絡に電子メールを使用している。近年の課題となっていたメール誤送信による情報セキュリティインシデントが相次いでいたことへの対応として、高専機構では、令和3年度に、メール誤送信防止機能(以下、「防止機能」という。)を導入した。

本防止機能は情報セキュリティインシデント低減に一定の効果を生み出しており、今後の情報セキュリティを確保する上でも継続して利用することが求められる。

このような背景から、メール誤送信に起因する個人情報等の漏洩防止体制を構築することを本調達の目的とする。

なお、防止機能の対象ソフトウェアは、Microsoft Outlook(アプリ版とブラウザ版の両方)とする。

3. 調達物品名及び構成内訳

①Microsoft Outlook(Office2016, 2019, 2021, Microsoft365Apps)(以下、「アプリ版」という。)…10,000 ユーザー分の防止機能及びその保守

※アプリ版対応の防止機能は以下のOSで正常に機能するものとする。

- ・Windows OS(Windows10、11)

②Microsoft Outlook On the Web Application(以下、「ブラウザ版」という。)

…5,900 ユーザー分の防止機能及びその保守

※ブラウザ版対応の防止機能は以下のOS及びWebブラウザで正常に機能するものとする。

- ・Windows OS(Microsoft Edge、Google Chrome)
- ・Mac OS(Safari、Google Chrome)

4. 性能・機能に関する要件

4.1 ポップアップ表示機能

①ユーザーがメールの送信ボタンを押した際、以下の項目がチェックボックス付きで、ポップアップ上表示される。

- ・送信先(To、CC、Bcc)
- ・送信する添付ファイル名
- ・送信する文面(件名・文書)

ユーザーはポップアップ上に表示されたすべてのチェックボックスにチェックを入れ、ポップアップ上の送信ボタンを押すことで、メールが送信される仕組みとすること。

②送信先 (To、CC) が高専機構の指定する数以上の場合には警告文を表示し、Bcc への誘導を行う表示をすること。また、高専機構の求めによりその数をいつでも変更できること。

③ポップアップで表示する送信先 (To、CC、Bcc) の確認画面では、契約後に高専機構が提供するリスト (以下、「リスト」とする) に従い、『正規表現』及び『ドメイン』の組み合わせ (700 パターン程度) に合わせた文言をメールアドレスの前に追記すること。また、追記された文言の属性 (5 属性程度) に合わせ、文字の表示が高専機構の指定する色へ自動で変更されること。なお、高専機構によりリストの修正があった場合には、その都度対応すること。リストの例は以下に示す。

【例】

優先順位	正規表現	ドメイン	表示	色名
1	m1-[¥w. ¥-]	kosen-k. go. jp	[本部]ML	青
2	[¥w. ¥-]	kosen-k. go. jp	[本部]教職員	黒
3	[¥w. ¥-]+¥-m1	〇〇-ct. ac. jp	[〇〇]ML	青
4	¥d {5}	〇〇.kosen-ac. jp	[〇〇]学生	緑
5	[¥w. ¥-]	〇〇-ct. ac. jp	[〇〇]教職員	黒
700	[¥w. ¥-]	×××. com	フリーアドレス	赤

※「優先順位」順にその組み合わせに当てはまるかどうかを判定し、当てはまった場合には「表示」列の文言をメールアドレスの前に追記し、「色名」列に従って表示色を変更させる。

4.2 情報収集について

防止機能およびサーバは、送信メールの、以下の情報を収集しないものとする。

差出人、送信先 (To、CC、Bcc)、件名、送信内容 (本文)、添付ファイル、メールヘッダー、重要度、秘密度

ただし、サーバへのリクエスト数等の統計的な情報や、アクセス元 IP アドレス 等のデータは収集してよいものとする。

4.3 防止機能のインストール方法について

アプリ版のみ使用しているユーザーも存在するため、防止機能のインストーラは、アプリ版とブラウザ版を別に用意すること。

4.4 サービス提供期間について

提供期間: 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日 まで

提供期間内は定期メンテナンス等の計画停止を除いて、原則、防止機能を停止させてはならない。計画停止を行う場合は 3 日前までに高専機構情報企画課(joho@kosen-k.go.jp)にメールで通知すること。

4.5 保守について

(アプリ版・ブラウザ版対応の防止機能共通保守)

①防止機能に不具合が発生した場合、不具合の対応方針や不具合の回避方法の連絡を高専機構情報企画課へ行うこと。

②マニュアル等を提供することでMicrosoft365 管理者へ、ソフトウェアの導入・運用サポートを行うこと。

③高専機構からの問い合わせに対する初回の回答は、電子メール等により 1 営業日以内に行うこと。なお、問い合わせは、高専機構情報企画課からのみ行うものとする。

また、問い合わせの対応時間は、平日（国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日の年末年始を除く月曜日～金曜日）の「9 時～1 7 時 3 0 分」とすること。

④防止機能に情報セキュリティインシデントが発生した場合、速やかな情報開示を行なうこと。

(アプリ版対応の防止機能保守)

Windows OS(Windows10、11)のバージョンアップへの追従を行うこと。

(ブラウザ版対応の防止機能保守)

①防止機能の不具合もしくは Microsoft 側の設定変更によりメールの送信ができない事態に陥った際には、直ちに防止機能の停止を行い、停止を行った旨を高専機構担当者へ通知すること。

②ブラウザ版のバージョンアップへの追従を行うこと。

③防止機能のデータは毎日無停止でバックアップを行ない、1 日 1 回以上、過去 7 日分のバックアップが常に取られていること。なお、バックアップについては、差分バックアップでも良いものとする。

4.6 納入及び検収

防止機能の納入については、高専機構担当者の立ち会いのもと行われる動作確認をもって検収とする。また、毎月末に保守完了報告書を以下まで提出すること。

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2

国立高等専門学校機構本部事務局 財務課契約係 宛

E-mail : zaimu-system@kosen-k.go.jp

5. 第三者委託の制限

請負者は、本業務全体を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

本業務の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、事前に高専機構から書面での承認を得ること。なお、その場合の再委託先にも受注者と同様の要件を求める。

6. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

請負者は、情報セキュリティの確保を目的とした体制を整備し応札時に高専機構に提示すること。報告する体制には、情報セキュリティの確保に関する責任者を含めること。また、体制が変更になった場合は速やかに高専機構へ報告を行うこと。また、情報セキュリティ侵害発生時には、高専機構本部の情報セキュリティ監査を受け入れること。

7. サプライチェーンリスクマネジメントについて

(1) 請負者は、サプライチェーン・リスクの要因となる脆弱性を発生させない又は増大させないための管理体制を構築すること。また、応札時に管理体制図を高専機構に提示すること。報告する体制には以下の情報を含めること。また、体制が変更になった場合は速やかに機構へ報告を行うこと。

(ア) 管理体制図

(イ) 受注者の資本関係・役員などの情報

(ウ) 事業の実施場所

(エ) 事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実施等）実績及び国籍に関する情報

(2) 請負者は、高専機構がサプライチェーン・リスクに係る情報セキュリティインシデントを認知した場合又はその疑いが生じた場合に、必要に応じて業務内容、作業プロセス又は成果物を立ち入り検査等で高専機構が確認することを了承すること。

(3) 本業務において高専機構がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、リスク低減対策等、高専機構と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

8. 機密保持

(1) 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。

(2) 受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(3) 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に高専機構の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

(4) 高専機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であって、事前に書面にて高専機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあっては使用終了後はその複製を高専機構本部に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

9. 損害賠償

請負者が本契約に違反して、高専機構が損害を被った場合には、高専機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、高専機構が適切と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

10. その他

(1) 本調達の実行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い高専機構と交わす契約書に定めない事項については、高専機構及び受注者の双方で協議の上決定すること。それにより追加業務等が発生する場合は、高専機構本部財務課契約係を通して発注するので、請負者はそれ以外の者からの発注や依頼を受け付けないこと。

(2) 請負者の故意又は過失により損害が発生した場合は、請負者の責により原状復帰すること。

(3) 本調達の実行については、高専機構から「国立高専機構情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに係る事項等の説明を受け遵守すること。